

2012.1.24

災害リスク情報 <号外>

「タイの洪水災害について」(第4報)

<はじめに>

昨年10月初旬からのタイ洪水災害は、人的、物的に甚大な被害をもたらした。特に多くの日系企業が進出する計7つの工業団地への浸水被害は工場の操業停止、サプライチェーンの寸断により各方面へ大きな影響を与えた。

政府等の必死の水防対策により首都バンコク中心部への大規模な浸水被害は免れたが、今回の未曾有の洪水災害はタイの今後の治水対策、企業、事業所の洪水対策の見直しを求めるものとなった。

タイ政府水害・風土・土砂災害特別対策センターの発表によれば12月28日時点で国内44県が被災、死者752名、行方不明者3名となっている。

本稿では、浸水した7つの工業団地の復旧の現状、被災企業に対するタイ及び日本政府の各種支援策について取りまとめる。

<工業団地への浸水>

JETRO調べによると、浸水被害が発生した7つの工業団地において11月初旬から徐々に排水作業が開始され、12月はじめにはすべての工業団地において排水作業が完了している。(2011年12月26日時点)

浸水が発生した工業団地

| 浸水発生日 | 工業団地 | 日系企業数 | 全企業数 | 排水完了日 |
|-------|--------------|---------|------|-------|
| 10/4 | サハラタナナコン工業団地 | 35 | 42 | 12/4 |
| 10/9 | ロジャナ工業団地 | 147 | 218 | 11/28 |
| 10/13 | ハイテック工業団地 | 全体の約70% | 143 | 11/25 |
| 10/14 | バンパイン工業団地 | 30 | 84 | 11/17 |
| 10/15 | ファクリーランド工業団地 | 7 | 93 | 11/16 |
| 10/17 | ナワナコン工業団地 | 104 | 190 | 12/8 |
| 10/20 | バンカディ工業団地 | 28 | 34 | 12/4 |

一部浸水が発生した工業団地

| 工業団地 | 日系企業数 | 全企業数 |
|-----------|-------|------|
| バンチャン工業団地 | 20 | 83 |

警戒を要する工業団地

| 工業団地 | 日系企業数 | 全企業数 |
|--------------------|-------|------|
| ラッカバン工業団地 | 49 | 283 |
| ウェルグロー工業団地 | 調査中 | 調査中 |
| バンブリー工業団地 | 50 | 120 |
| ジェモポリス工業団地(宝石加工専門) | 6 | 130 |
| バンプー工業団地 | 72 | 287 |



出所：WEEKLY WISE 誌地図を Rydeen 社の許可を得てジェトロ・バンコクが加工

<日本及びタイの共同プレス発表>

2012年1月11日、バンコクにおいて枝野経済産業大臣とキティラット タイ副首相兼商業大臣が会談し、「タイ王国の洪水からの復興のための施策・措置」に関する共同プレス発表を発出した。発表ではタイの洪水からの早期復興と投資先としてのタイの魅力向上のための以下の措置を通じた両国の協力関係を強化することの必要性について確認した。

日本側の施策

- ・被災企業への専門家の派遣
- ・洪水対策への取り組み周知、投資先としての信頼回復・強化のためのセミナー/シンポジウムを日本で開催
- ・タイ産業の輸出競争力強化のための、中小企業振興、輸出促進、専門家派遣等の取組強化
- ・被災企業タイ人従業員の日本への一時受け入れの継続
- ・影響を受けた在タイ日系企業への資金的な支援の継続
- ・失業したタイ人の雇用創出のための支援セミナー/就職フェア等の開催
- ・洪水防止に資する、衛星を活用した災害管理システムの提案

タイ側の施策

- ・日本人を含む外国人技術者のビザや就労許可等の更なる手続き簡素化
- ・タイ投資委員会(BOI)非登録企業に対する復興用の機械、部品類の輸入関税免除等の措置の早期実施
- ・日本を含む国際的専門家とともに洪水対策インフラの復旧・改善することによる各国投資家の信頼回復・強化

<タイ当局の各種対応>

タイ当局による洪水被害を受けた企業に対する対応として判明しているものは以下のとおり。
(2011年11月2日発行の災害リスク情報「タイの洪水災害について」(第2報)を一部修正)

1. タイ投資委員会のビザ及び就労許可に関する措置

- (1) 浸水被害を受けたタイ投資委員会助成企業においては、30日以内の臨時措置に限り、海外の技術者や専門家を就労させる場合、個別の申請をすることにより非移民ビザBの取得なく就労させることができる。
- (2) 助成企業においてはビザの延長や就労許可証の発行を本来の地域事務所からビザ・就労許可ワンストップサービスセンターに変更することができる
- (3) 90日ごとに必要とされる外国人居留者の移民局への報告を2011年11月30日までは、ワンストップサービスセンターに設けた所定の電話番号、ファックス番号、ショートメール、電子メールにて完了することができる。

2. タイ投資委員会非登録企業(12月6日閣議決定)

- (1) 今回の洪水被害を受けたすべての海外企業・機関の専門家・技術者にCourtesy Visa(儀礼ビザ)を発給する。
- (2) 特例として「Non-EX(専門家用)」「Non-B(ビジネス用)」「Non-IM(投資家用)」「Non-IB(投資奨励法下の投資家用)」及びそれに関連する「Non-O(その他)」の非移民用ビザ申請料の免除
- (3) 労働省は、特例として洪水被害を受けた産業、企業の支援を目的とする外国人専門家・技術者などについて外国人労働許可の取得の免除を検討する。

3. 洪水被害の影響の軽減及び産業の復旧のための税優遇措置(11月29日閣議決定)

- (1) 機械及び機械部品の輸入関税の免除

洪水被害地域内の事業者に対する、洪水により損害を受けた機械の一時的な代替またはそれを修理するための機械及び機械部品(新品のみ)の輸入関税を免除する。

輸入者は工業省より発行される輸入証明書を示すこと。

(2) タイ国内での生産代替のための一時的な完成車への輸入関税の免除

洪水被害地域で一貫した生産を行う事業者（中古部品を使用して自動車生産を行う企業は含まれない）に対するタイ国内での一時的な生産代替のための完成車への輸入関税を免除する。

輸入者は産業経済局による認定が必要となる。

(3) タイ国内での完成車生産用の新部品への輸入関税の免除

被災地域で自動車部品製造に対するタイ国内で生産される完成車用の新部品及びその部品生産に使用される物の輸入関税を免除する。輸入者は産業経済局による認定が必要となる。

なお、許可を受けた事業者は、自ら輸入するか、タイ国内で完成車を生産する事業者または自動車部品生産者にその権利を譲渡することが可能である。

4 . 税関による通関手続きの簡素化

タイ税関は洪水被害を被った事業者が洪水の被害を受けた原材料や設備を代替するための輸入について、通関手続きを簡素化すると発表。具体的には税関係官による貨物検査が省かれるもの。税関局に対し、3月31日までに登録申請が必要であり、6月30日までの輸入について適用される。（本項は JETRO ウェブサイトより引用）

5 . 食品、医薬品の暫定輸入許可措置

タイ保険省食品医薬局（FDA : Food and Drug Administration）は洪水被害に遭ったために生産ができなくなった食品業者、医薬品製造業者に対して、市場への供給不足を回避するため FDA に申請することにより暫定的に代替製品の生産や輸入を許可する措置をとっている。

(1) 医薬品に関して

FDA は業者からの詳細な申請を受け付けた上で保険大臣の審査を仰ぎ、暫定的な代替生産や代替製品の輸入を許可する。通常は申請から許可までの期間が1ヶ月以上要するものを最大限短縮するもので、本手続きの窓口は FDA 医薬品課となる。

(2) 食品に関して

製造できなくなった品目を他の工場で代替生産する場合、FDA 食品管理課へ所定の書面を送付することによって販売許可手続きを簡素化する措置がある。

6 . タイ知的財産局

タイ知的財産局（DIP : Department of Intellectual Property）は、特許出願に関して、洪水被害のために法に定める期限内に手続きできなかった場合一定条件の下で手続きの延長を認めることを告知している。

また、延長申請書提出の際には、原因が洪水の影響であることや延長の必要性、証拠を示し、洪水収束後15日以内に行う必要があることが示されている。

7 . タイ政府による洪水支援パンフレットの発行

タイ政府は今回の洪水被害にかかり、個人、農業従事者、労働者、企業、中小企業を対象とした各種支援策を取りまとめたパンフレット「ASSISTANCE TO PEOPLE AFFECTED BY FLOODS 2011」を発行した。



<日本政府の対応>

日本政府による対応策としてリリースされている主なものは以下のとおり。(2011年11月2日発行の災害リスク情報「タイの洪水災害について」(第2報)を一部修正)

1. 日本政府による対応策の概要一覧

(図1参照)

2. タイ洪水被害に関する相談窓口

(1) 国内

| 機関名 | 部署名(主な相談内容) | 電話番号 |
|-----------------|------------------------------------------|--------------|
| 日本貿易振興機構(JETRO) | アジア大洋州課(現地の状況に関する情報提供) | 03-3582-5640 |
| | ビジネス情報サービス課 貿易投資相談班 (企業活動に関する相談) | 03-3582-5227 |
| 国際協力銀行(JBIC) | 国際経営企画部 報道課(投資金融等の相談) | 03-5218-3100 |
| 日本貿易保険(NEXI) | 債権業務部査定回収グループ (保険金の請求に関する相談) | 0120-673-094 |
| | 営業第一部契約業務グループ (保険契約の手続き(内容変更等)に関する相談) | 0120-671-094 |
| | 営業第二部企画調整チーム (海外投資保険に関する相談) | 03-3512-7675 |
| | 営業第二部企画調整チーム (その他貿易全般についての相談) | 0120-672-094 |
| 海外技術者研修協会(AOTS) | 業務部 業務グループ (研修生の受け入れについての相談) | 03-3888-8221 |
| 海外貿易開発協会(JODC) | 派遣業務部(専門家派遣についての相談) | 03-3549-3051 |

以下の機関においても相談窓口を設置し、タイの洪水被害を受けた日系企業(子会社等)を持つ国内中小企業者等からの経営・金融相談に応じている。

- ・日本貿易振興機構(JETRO)の国内各事務所
- ・政府系金融機関(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫)の全国の支店、各信用保証協会
- ・各中小企業関係団体(商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会)事務所等
- ・中小企業基盤整備機構各支部
- ・各経済産業局

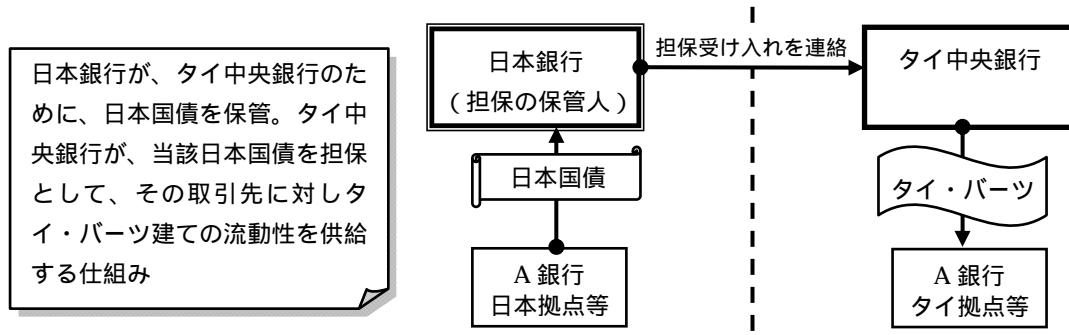
(2) 現地

日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所において、「洪水相談窓口」を設置。被災した現地の日系企業からの経営・金融相談に応じている。

3. 資金支援策

(1) 短期運転資金の調達

- ・タイ中央銀行による日本国債を担保としたタイ・バーツ資金供給の実施及び日本銀行の協力
日本銀行はタイ中央銀行が日本国債を担保として受け入れるための口座を開設。あわせて
タイ中央銀行は同行が邦銀その他の現地金融機関との間で行う資金供給取引の一部について、日本国債を適格担保として認める旨を決定(11月28日から)。



(2) 設備資金・長期運転資金の調達

海外展開資金貸付（日本政策金融公庫）

転貸資金の資金使途に災害復旧費用を追加し、現地子会社に災害復旧のための資金を供給する。（図2参照）

セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）

タイの洪水の影響により経営に支障が生じている国内中小企業に対して、日本政策金融公庫（国民生活事業及び中小企業事業）が、セーフティネット貸付を通じた資金供給を実施（2011年11月18日から貸付開始）。

また、日本政策金融公庫（中小企業事業）においては、セーフティネット貸付の貸付使途に転貸資金（国内親企業を経由した資金融通）を追加し、現地の被災子会社の復旧にかかる資金ニーズにも対応可能な制度に拡充（）

（）従前の制度では、海外子会社の復旧に係る資金の貸付はできなかったことから、今般、海外子会社に対する転貸資金を資金使途に追加。

【貸付条件：セーフティネット貸付】

貸付限度額：（中小）7.2億円、（国民）4.8千万円

貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内

貸付金利：基準利率（11月18日現在、中小：1.65%、国民：2.15%（））

（）利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

危機対応貸付（商工組合中央金庫・日本政策投資銀行）

日本政策金融公庫法に基づき、本事案を危機認定（大臣告示）し、日本政策金融公庫による指定金融機関（商工組合中央金庫・日本政策投資銀行）を通じた損害担保貸付及びツーステップローンを実施（11月18日から貸付開始）。

a) 中小企業向け（商工組合中央金庫）

当該事案の影響を受けた国内中小企業や現地被災子会社の国内親企業に対して、運転資金や復旧費用（転貸資金）等を供給する。

【貸付条件】

- ・貸付限度額：7.2億円（損害担保80%）
- ・貸付期間：設備資金 15年以内、運転資金 8年以内
- ・貸付金利：所定の金利（相談の上決定）

b) 中堅・大企業向け（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）

当該事案の影響を受けた国内法人や現地被災子会社の国内親企業に対して、運転資金や復旧費用（転貸資金）等を供給する。

【貸付条件】

- ・ツーステップローン：貸付限度額 20 億円
- ・損害担保（50%～80%）の対象となる貸付け：7.2 億円
- ・貸付金利：所定の金利（相談の上決定）

4. タイ人従業員の就労・人材育成等支援

（1）タイの日系企業に勤務するタイ人従業員の就労許可

浸水被害により操業できなくなっている日系企業工場で勤務していたタイ人従業員を、一定の条件の下、在籍出向の形で日本での就労を認めるもの。（図3参照）

（2）タイ人技術者の日本での研修受入れ支援

操業開始までの期間を活用して、タイ人技術者を日本に呼び寄せ、日本国内において能力向上のために行う研修に対して支援するもの。（図4参照）

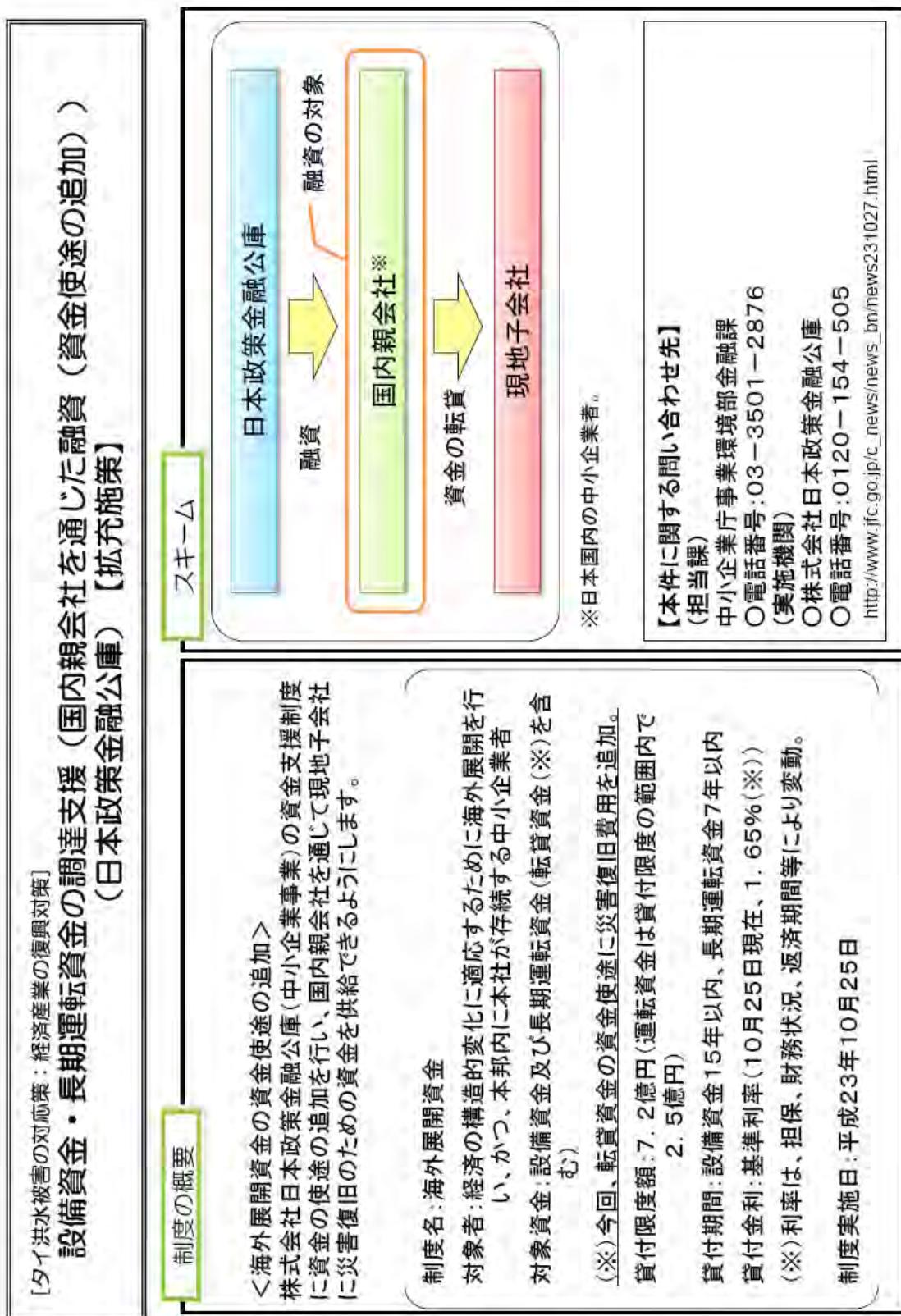
（3）企業再建・復興・高度化の人材育成支援

タイで被災した工場の再稼動に向けた現地技術者の研修（日本での研修）や現地生産ラインの復旧・再稼動のための設備メンテナンス等に必要な助言・指導（日本からの専門家派遣）に係る費用の一部を補助するもの。（図5参照）

【図1】

| 我が国の対応策（経済産業の復興対策） | | 2. 今後の対応（※タイ政府の要望、現地日系企業の要望等に応じ、今後も追加的支援策を検討。） | |
|--------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 期間 | 課題 | 日本の支援策 | |
| | 短期運転資金の調達 | ◎タイ中央銀行の日本国債を担保としたタイ・バーツ資金供給策に関する検討・協力（日銀） | |
| | 資金借入に当たっての保証・担保 | ◆海外投資関係保証（信用保証協会） ◆国内中小企業の外國子会社への出資・貸付に係る資金や拠点の設置・拡張に要する資金等の借入れに係る保証 ◆特定信用状開通保証（信用保証協会） ◆現地金融機関から借入に係る国内金融機関発行の信用状契約の円滑化（国内親会社が支払を拘束する債務の保証） ◆現地子会社に対する資金借入への保険（NEKI） ◆投資金融（JBIC） ◆日系企業が行う巨額金融機関（本邦・地震）からの借入に対する保証の付与 | |
| 資金調達の円滑化 | 設備資金・長期運転資金の調達支援（国内親会社を通じた融資（資金使途の追加））（日本政策金融公庫） | ◎設備資金・長期運転資金等（JBIC） ◆投資金融等（JBIC） ◆日系企業に対する直接融資、リース（アーバローン）の供与（日系企業の取引先であるタイ企業を含む） | |
| 短期の対応策 | 輸出・海外投資資金に関するリスク軽減 | ◎民間損保会社等と協力した現地日系企業のタイ国内外向け販売代理会社の低窓（NEXI） ◆タイ向け輸出・投資、融資に係る貿易保険を活用したりスク低窓及び迅速・適確な保険金支払い（NEXI） ◆投資金融等（JBIC） ◆地場金融機関との連携を積極的に活用した、日系企業の取引先であるタイ企業への資金供与 | |
| | 生産体制の再構築 | ◎事業再開までの期間を活用した日系企業のタイ人技術者の能力向上のための研修事業（研修生受入れ）（資金使途の追加）（AOTS） | |
| | 法務・労務・税務対策 | ■日本企業の法務・労務・税務問題に關する専門家による情報提供の強化（JETRO） | |
| | タイ政府との密接な連携 | ■企業の要望を聞き取り、在タイ大使館・JETRO・シンガポール事務所を通じて、タイ政府と密接に連携・協議 （例）海水の浸やかかる津波、各種手続緩和、資金支援等 ■タイ政府に対する、日本の震災対応に係る中小企業施策等を迅速に情報提供 | |
| 中長期の対応策 | 企業再生・復興・高度化のための人材育成支援 | ◎工場再稼働に向けた現地技術者の育成支援（研修生受入れ）（専門家派遣）（資金使途の追加）（AOTS、JODC等） ◆事業留余等金路（JBIC） ◆災害に強い東アジアの機関に関する調査（JICA、ERIA等） | |
| | 貿易リスクへの対応 | ■貿易制度の活用、■新手法・今後展開、■今回新たに措置 | |

【図2】



【図3】

タイ人従業員の受入れに係る手続きフローについて

II. タイでの査証手続き

手続きの詳細は、法務省HP及び厚生労働省HP参照

厚生労働省

- ②受入企業についての大量解雇要件 (*)
- ③'受入企業について大量解雇要件 (*)に係る照会
(該当する可能性がある場合)

経済産業省

- ②'受入企業について大量解雇要件 (*)に係る照会
(該当する可能性がある場合)
- ③'回答(該当がなければ)

法務省・地方入国管理局

①事前相談

- <必要書類>
- ・相談申込票
- ・日本側企業の就業予定企業名・住所、
タイ人従業員の就業予定企業との関係、
日本側企業名・住所(工業地域名等)、予定人数)
- ・タイ人労働者一覧
- ・未日希望者一覧
- ・未日希望者に合致していることの説明書
(大量解雇要件 (*)に該当する場合は、厚生労働省が示す資料の提出)
- ・日本側企業とタイ側企業の資本関係が分かる資料
- ・在籍出向命令(写)
- ・雇用契約書(写)(作成しない場合は、労働条件明示書(写))
- ・(ともに)タイ人従業員の署名不要)
- ・返信用封筒

④事前相談結果(案内書)の交付

A企業(日本側)

- ※受入れたタイ人従業員が、実際に就労する場所は、
A企業やその事業所に限らない。

例) A企業の関連企業等で代替生産

- *受入れ企業が日本国内において同様の業務(※)に従事する者を過去3年内に、大
量(1年以内の期間に30人以上)に非自家的離職(解雇等)させていないこと。
- ※「同様の業務」の判断は、当該日本系企業の撤退が我が国のサプライチェーン及
び他の国内雇用に与える影響も勘案して行う。

在タイ日本大使館

※タイでは、代理申請機関へ査証登録に必要な書類を提出。
(直接、在タイ日本大使館に申請するものではない。)

①査証申請

- <必要書類>
- ・旅券・査証申請書(写真貼付)
- ・質問票
- ・案内書及び案内書添付の名簿
(事前相談時に提出した同一の資料)
- ・雇用契約書(写)(作成しない場合は、労働条件明示書(写))(ともにタイ人従業員の署名要)

・タイ従業員 A企業(タイ側企業A'等)による代理手 続きも可

- *タイ人労働者がタイを出国する場合は、タイ政府(労働省)からの出国許可が必要。

III. 日本での上陸(入国)手続き

手続きの詳細は、法務省HP参照

到着した空港において>

入国審査官・法務大臣

①上陸手続き

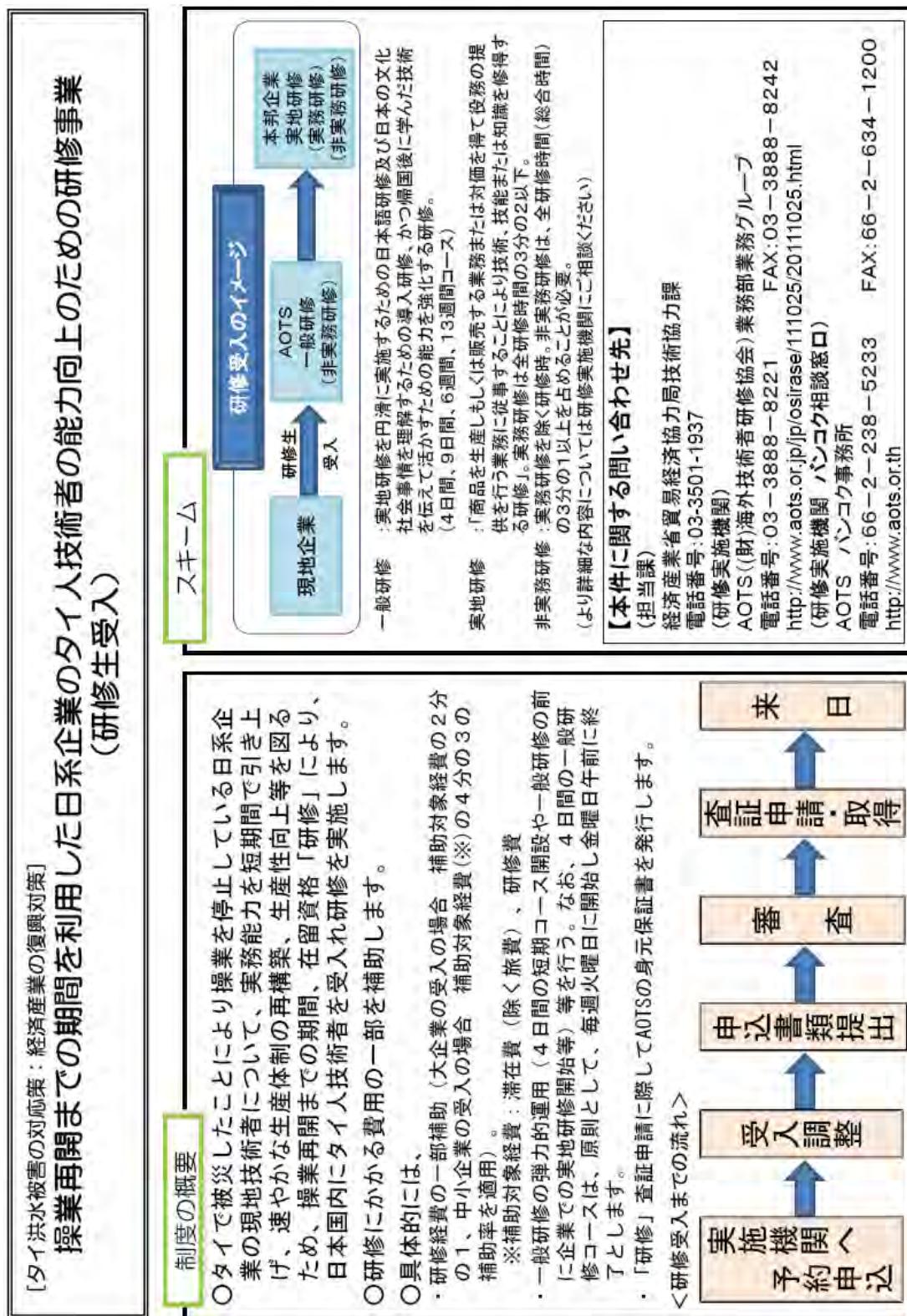
- ・旅券(査証印等があるもの)

タイ従業員(申請者は本人)

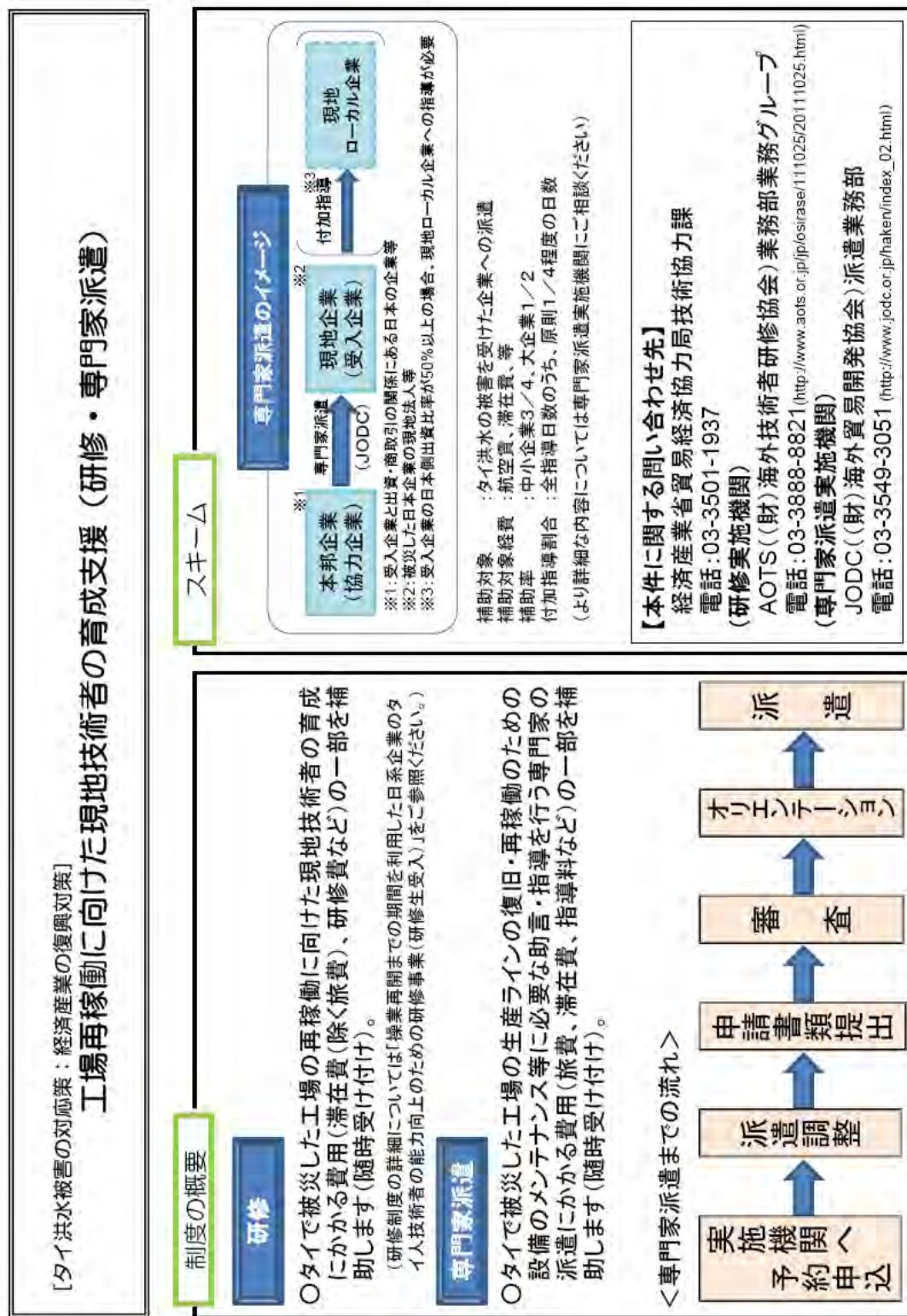
- ※A企業は、査証取得後、入国予定日、到着予定期間及び便名を地方入国管理局に連絡

②許可

【図4】



【図5】



以上

コンサルティング第三部
リスクエンジニアリング第一グループ長
三和 多賀司

参考文献

- 1) 日本貿易振興機構 (JETRO)

<http://jetro.go.jp/>

- 2) 経済産業省

<http://www.meti.go.jp/>

- 3) タイ外務省

<http://www.mfa.go.th/>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアラנסグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8944 / FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2012